



## 虐待防止の取り組みは日常の支援の在り方から

平成 24 年 10 月 1 日から、「障害者虐待防止法」(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)が施行され、3 年が経ちました。

「とも」では普段から「虐待防止マニュアル」に沿った虐待の防止に取り組んでいますが、今後も虐待を防止するには、ともの職員一人ひとりが、日常的に質の良い支援を行うことができているかを自身に問い続けることが大事だと考えています。

「とも」のマニュアルでは 11 月を虐待防止強化月間と定めてあり、10 月に全職員への「虐待にかかる職員セルフチェックリスト」のアンケートを実施しました。アンケートは回収が終わり分析が始まっているところですが、並行して、10 月の職員会議では事例を使ってのグループワークも含めた、虐待防止についての研修を行いました。

研修最初の討論では職員は皆、表現は異なっていますが虐待などしてはいけない、あってはならないと考えていることがわかりました。では何が虐待を生むのか、虐待につながらないためにはどうすれば良いのか。研修を通して出された、それぞれの意見は様々でした。

理念、人権意識、倫理を各自がしっかりと意識する。ケアのスキルアップのために教育が必要。以下も同様の意見ですが、ケアスタッフの質の確保が必要だと言うものもありました。スタッフを支える環境が必要(無

理な体制にならないように労務管理)、質の良いケアや支援が日常的に行われているかをチェックすることが、虐待の芽を見つける指標になり、そのために(たとえ一人で行くヘルパーなど、個別の支援でも)チームワークや情報共有が大切だと思う、などの意見もありました。

研修のまとめでは、チームワークと一言で言っても難しい...。具体策は?などと疑問も残っているようでしたが、「ケアの仕方に迷ってる」、「行き詰まってるだろう」などと一人で抱え込んで悩むのではなく、誰かに気兼ねなく相談したり、速やかにフォローしあえる環境を今まで以上に心がけて、みんなでつくっていかなくてはいけないという結論になりました。

こうして出てきた意見やまとめを見ても、特に画期的な意見も目新しい発見もありません。ただ、これらの日常当たり前のことを重ねていく事こそが、もっとも大事な事だと改めて感じています。

「とも」では障がいの種別を問わず、24 時間・365 日、間断無く支援することを実践し続けています。だからこそ各人が様々なスキルを持ち合わせなくてはならず、それは決して容易なことではありません。だからこそスタッフへのバックアップはとても重要であると認識しています。

一人ひとりが人として他者への思いやりや眼差しを持って健やかに暮らし、仕事に励むためには、法人としての「とも」も同じように、スタッフへの配慮を欠くことは出来無いと考えています。

虐待の芽はどこにでもある。このことを忘れず、質のよい支援の提供をめざしていくことで、今よりも更に虐待を遠ざけることができるのだと思っています。





## 学校における医療的ケアの実施と今後の課題

「とも」では、医療的ケアを必要とする障がい児・者及びそのご家族への相談及び支援を各事業で行っています。今回はご利用者さんのお母様が、現状についての原稿を寄せてくださいましたので紹介します。

私の子どもは、浦安市の小学校の特別支援学級に通っていますが、数か月の入院から退院後、口から食べる食事ができなくなり、鼻から管を入れて胃に直接栄養を送る「経鼻経管栄養」が必要な事態になりました。「経鼻経管栄養」は、医療的ケアの1つとして、全国の公立学校（特別支援学校に限らない）において実施されるようになっていますが、浦安市ではまだ実施されていなかったため、昨年より市に要請し、今年2月から医療的ケアを実施いただけることになりました。

医療的ケアの実施に至るまでには、基幹相談支援センター、学校、教育委員会、行政、医師、看護師など、様々な関係者のご協力をいただき、深く感謝しております。

今後、学校で医療的ケアを必要とする生徒は増加していくことが見込まれます。医療的ケアに関する今後の課題と感じたことを書かせていただきます。

### ◆医療的ケアにあたる看護師の確保について

浦安市は、医療的ケアの実施には、教員や、研修を受けた介護士では適切でなく、看護師が医療的ケアに当たらなければならないとの立場をとっています。しかし、医療的ケア実施のために市が提携している訪問看護ステーションは、9月初旬時点で、1事業者のみとなっています。

既に、地域の訪問看護ステーションではどこも看護師の人員確保が難しいといわれています。このままでは、今後増加が見込まれる、医療的ケアを必要とする生徒に対して、対応できないことは明らかです。少なくとも、複数の訪問看護ステーションから医療的ケアを実施する看護師を派遣いただけるよう、市教育委員会に強くお願いしています。

### ◆医療的ケアの運用について

医療的ケアの内容は、具体的には、医師の指示に従って決まります。

医療的ケアを実施する看護師からは、医師の指示内容を細かく網羅的なものにしてほしいという要望を受けました。できる限り具体的に記載することが望ましいとは思いますが、当初の想定にはなかつ

たような事態が生じたときには、医師の指示内容に形式的にとられるのではなく、臨機応変の対応が求められるという認識を、関係者間で共有しておく必要があります。

### ◆宿泊行事における対応について

現在、看護師が医療的ケアのため学校に来ていただく時間は、午前9時から午後5時までと決まっています。

これは、林間学校や修学旅行のような宿泊を伴う学校行事においても同じです。そのため、私の子どもが林間学校に参加する際は、保護者の同行が必須とされました。

しかし、保護者が同行すると、とすれば保護者が子どもにつきっきりになり、本来あるべき他の生徒との交流が乏しいものになってしまうことや、保護者の都合がつかない場合には、医療的ケアを必要とする生徒が林間学校に参加できないという事態が生じます。

医療的ケアの実施が広がり、その経験が蓄積されていくなかで、保護者が同行しなくても宿泊行事に参加できるような体制づくりに向けて、関係者のご理解とご協力をいただきたいと思います。

### ◆さいごに

いろいろ書かせていただきましたが、これまで私が医療的ケアの必要性を学校や行政に訴えてきた、その原動力は、「自分の子どもだけでなく、地域の学校に通いたい子どもたちの思いを伝え、実現しなければ」とい使命感でした。

医療的ケアを必要とする子ども達がふつうに地域の学校に通えるように、今後も微力ながら努力していきたいと思っています。





## 地域活動支援センターともが目指すものと取り組みの報告

地域活動支援センターともの駅前センターほっぷでは、2つの大きな目的をもっています。ひとつは、障がいのある方が働く体験や練習をする機会を提供すること。もうひとつは、地域の方々に障がいや福祉について理解を深めてもらったり、気づきを生むことです。そして、障がいがあってもなくても誰もが暮らしやすい地域を創っていかうとしています。

目的の達成を目指し、昼はリサイクルショップ、夜は立ち飲み処を営業しています。支援の実践と同時に、お店としての営業努力も欠かせません。今回は、ほっぷの、地域の方々に障がいや福祉について理解を深めてもらったり、気づきを生むことに関する取り組みと成果についてご報告させていただきます。

リサイクルショップ、立ち飲み処、共に『まずは来店してもらうこと』を目指して、さまざまな取り組みを模索しながら実践してきました。リサイクルショップでは、お客様に楽しんでいただけるように、商品数（ほっぷでは提供品というかたちで地域の方々からご寄付でいただいています）の確保に取り組んでいます。具体的には、周辺地域への提供品募集チラシのポスティングに伺わせていただいています。また、ご要望があれば食器等の重い物に限り提供品の回収にも伺わせていただくようにしてい

ます。それにより、現在も、ほっぷには日々多彩に変化する商品が並んでいます。また、今年度はセールの開催を増やしています。

立ち飲み処でも、単純ではありますが、テーブル席を増やしました。もちろん立ち飲みスペースも残っていますが、地域ニーズとしては「座り呑み」の方が人気ようです。また、新商品を季節毎に提供し、季節の素材でおつまみを提供することにこだわっています。

地域ニーズを捉え、応えるお店となることで、今年度に入り、リサイクルショップは前年比約115%の来店数増、立ち飲み処は前年比約110%の来店数増となっています。

このような仕掛けのもと、ご来店して頂くことで、障がいのある方の働く姿を見ていただいたり、地域活動支援センターという場所を知って頂き、障がいや福祉について知る機会、接する機会を作り、少しずつでも、障がいがあってもなくても暮らしやすい浦安を創っていく一端となれていると思っています。



Supported by  
**日本財団**  
THE NIPPON  
FOUNDATION

3月23日、日本財団様から新しい福祉車両の寄贈をいただきました。

日産キャラバンのライフケアビークルで、ご利用者の車椅子2台を積載可能です。リフトの昇降は非常に滑らかで、車椅子の固定装置も電動式で使いやすいなど、装備は充実しています。

主に、長時間の乗車を避けたい重度のご利用者の送迎に使わせていただいているほか、小グ

ープでの外出プログラムでも活躍しています。

乗り心地も良く、リフト機能も充実しているので、ご利用者も送迎職員も大変感謝しております。これで今までよりも皆の送迎や外出等が安全・快適にできると思いますので、外出先の多様化や福祉イベントへの参加機会増など存分に活用させていただきます。



## 地域福祉と私

私は、発信力にこだわる「とも」に惚れて入社しました。私には『福祉』という枠の中で、明確にやりたいことがあります。それは、『障がいの重度、軽度、ある、なしに関わらず、誰もが暮らしやすい地域を作っていくこと』、また、そのために『障がいのある方が、地域の中で暮らしていける環境を整える一端を担う』ということです。現実的に考えると、目標は非常に高く、険しい道で、福祉を実践するたくさんの方々々が苦心しながら取り組んでいることだと思います。

私は現在、地域活動支援センターとともに配属され、主に、利用者さんの地域生活における“余暇”“就労支援”の側面から、前述した目的をもって、業務に取り組んでいます。入社して約8年、ほぼ地域活動支援センターの業務に従事していますが、私にとってとても貴重だった期間として、同じくとも運営するパーソナルケアセンターでの業務に従事していたということがあります。パーソナルケアセンターでは、“移動支援”“居宅介護”“家事援助”など、地域で暮らす障がいのある方々の生活やニーズに密着して、様々な場面での支援をさせていただいてきました。そこで、明らかだったこと、全ての…と言っていい程に利用者さんに共通していたことがあると私は感じています。それは、『自分の希望する生活をしたい』、『住み慣れた地域、家族や友達のそばで自分らしく楽しく暮らしたい』というものです。～当たり前～のように感じられるかもしれませんが。そうです、当たり前のことだと思います。障がいのあるなしに関わらず、人は、希望する生活

を実現したいのです。そこに、サポートが必要であれば、必要なサポートを受けることで、希望を実現していけるのです。私が、地域で暮らす障がいのある方と関わって感じたことは、非常に“普通な人のニーズ”でした。

そして、今は、地域活動支援センターでの業務に従事する中で、障がいについてや、福祉について、障がいのある方の暮らしについてなど、地域の方に情報を発信したり、障がいのある方とない方が交流する機会を設けて、お互いに知り合い、気づき合う機会を作る取り組みをしています。その中で、共通点を見つけたり、共感できるところを見つけたり、少しのサポートや工夫や理解で普通に接することができるという感覚を生もうとしています。そこで、感じてもらいたいと思う事が“普通な人のニーズ”を皆、もっているということです。そうは言っても、実践を通し、些細なことからも理解し合う事、気づく事がとても大切なことだと考え、そのきっかけを作っていくことも大切だと強く感じています。

このような、自分の気づきや、取り組みを、いつもいつも語り、周囲に、地域に発信していくのが、「とも」だと思っています。この発信が、地域を創り、この活動こそが私にとっての地域福祉だと思い、私は、その一端を担うことに大きなやりがいを感じています。

地域活動支援センター S



## 自立支援協議会報告

### 【自立支援協議会】

平成 27 年 7 月 2 日に第 2 回協議会、10 月 2 日に第 3 回協議会が開催。両協議会ともに、それまで行なわれた各部会の内容について、それぞれの部会のリーダーから報告がありました。第 2 回協議会では、部会報告のほかに基幹相談支援センターの平成 26 年度の実績報告を行いました。第 3 回協議会では、市の事業報告として、総合福祉センターの避難訓練の実施報告やグループホーム施設整備費補助金制度についての改正点についての説明がありました。

### 【こども部会】

平成 27 年 9 月 10 日に開催。こども課より「浦安市こどもプロジェクト」についての説明が行われました。また、市の事業報告として、教育と福祉の連携成果として、①サポートファイルの活用 ②青少年サポート事業との連携 ③学校等に

おける医療的なケアの実施体制の構築などについて事務局より説明がありました。委員の一人からは、「連携は必要なことであるが、当事者の承認と確認を得ること、個人情報の取り扱いに十分に留意してもらいたい」との声があがりました。

### 【地域生活支援部会】

平成 27 年 9 月 11 日に開催。主な議題は 2 つありました。1 つは、人材不足（ヘルパー）と処遇の改善について、2 つめはグループホーム等の利用に関するアンケート調査について事務局より提案がありました。人材不足についての議論では、市内のヘルパーさんを対象としたアンケート調査結果について意見交換を行いました。アンケート結果を見た委員の一人から、「ヘルパーさんが対人援助の仕事に誇りを感じながら従事していることが伝わってくる内容だった。人の人生を支援する仕事なのだから、その内容に見合った報酬が必要だと思う」との意見がありました。グループホーム等の利用に係るアンケートの実施については、本人部会から参加した委



“ふあり”が継続した発達支援を提供します!!



## ～障がい児通所支援事業所ふありからのお知らせ～

秋風が心地よい季節となりました。皆様お元気にお過ごしでしょうか。障がい児通所支援事業所ふありからのお知らせです。これまで毎週金曜日(午後)のみであったふありの個別理学療法(PT)の枠が、10月から今までの金曜日に加えて火曜日(午後)と第1、3、5土曜日(1日)の週3日に広がりました。理学療法とは主ば座る「立つ」「歩く」など日常生活を送る上で基本となる動作の訓練を行うもので、ふありでは理学療法士がお子様一人ひとりに個別のプ

ログラムを作って訓練にあたっています。運動機能に障がいを持つお子様も早期に対応する事で隠されている力を引き出す事が出来ます。その事が一人ひとりの夢の実現、自分らしい生活の実現に繋がっていく事を目指しています。お子様の運動面で気になる事がありましたらお気軽に、ふあり理学療法士、吉田までご相談ください。



## 日中一時支援事業の新拠点が開設しました



10月から日中一時支援事業の新しい拠点として、今まで預かりをしていた浦安市今川の本部から徒歩3分ほどの距離にあるマリーナテイスティというマンションの2階に一室を借り、そこで日中一時支援事業の預かりを

行うことになりました。

新しい日中一時支援事業の拠点が、子どもたちにとって楽しくて居心地の良い場所になるよう、安全で快適な環境作りに努めていきます。

員が、「アンケートを回答するにあたっては、グループホームについてしっかりと説明をしてもらいたい。質問用紙だけが配布されても意味がない」との意見が出されました。

### 【相談支援部会】

平成27年9月16日に開催。相談支援実務者会議からの「計画相談支援の意義や主旨を市民に分かりやすく伝える工夫等が必要ではないか」という発題を受けて、その取り組みとして、計画相談支援の説明リーフレット(案)が事務局より提案されました。また、相談支援専門員が感じる「行政に統一した対応をお願いしたいと感じる17事項について事務局より報告を行いました。委員の一人からは、「計画相談支援が始まり、障害支援区分等を決めるプロセスにおいて踏むべきステップが増えたことになると思うが、これまでの在り方について見直したことはあるか」などの質問がありました。

最後に、グループスーパービジョンに参加した委員、及び、

基幹相談から、事例検討の内容と地域課題について報告をしました。

### 【権利擁護部会】

平成27年9月17日に開催。障害者差別解消法の施行に向けた取り組みとして、委員より障がいのある人への配慮事例や差別解消法施行に向けての課題などの意見が発表されました。また、事務局より、12月5日(土)に障がい者週間記念イベントを開催することが提案されました。



## 後援会「ともと歩む会」のお知らせ

こんにちは。10月はともと歩む会にとってのイベント月間です。スポーツフェアと

市民祭りに出店しました。今年は天候に恵まれずに3日間のうち2日は雨になりました。でも歩む会は雨ニモマケズ。声を出して販売 啓蒙活動を展開。市民祭りの日曜日はこれでもかというほどの晴天で 人出も多く 日焼けするほどでした。立ち寄って頂いた皆様 ありがとうございます。これからは忙しい年末ですが、計画を立てて頑張ってください。12月20日はクリスマス会を予定しています。ご参加をお待ちしています。

### 「ともと歩む会」申し込み方法

- ◆年会費は3,000円です。
- ◆都合上、4月に更新とさせていただきます。
- ◆4月発行のとも通信に振込取扱票を同封させていただきます。

口座番号・郵便振込先：00120-0-536557 / 名 義：中田光昭

発行：社会福祉法人 パーソナル・アシスタンス とも  
〒279-0022 千葉県浦安市今川1-14-52

<編集後記>

秋も深まり、寒さが厳しい時期になってまいりました。皆さま、風邪などひいておりませんか。今年も残すところあと2ヶ月。笑顔で健康な新年を迎えましょう。 [S]